

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月30日

【会社名】 東京建物株式会社

【英訳名】 Tokyo Tatemono Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 小澤 克人

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目9番9号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(3274)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 新城 勇治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

【電話番号】 03(3274)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 新城 勇治

【縦覧に供する場所】 東京建物株式会社 関西支店  
(大阪市中央区本町三丁目4番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年3月26日開催の当社第208期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金57円 総額11,852,412,762円

##### 効力発生日

2026年3月27日

#### 第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、種橋牧夫、野村均、小澤克人、和泉晃、秋田秀士、神保健、古林慎二郎、恩地祥光、服部秀一、木下由美子、西澤順一、田内直子の各氏を選任する。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、三縞祐介氏を選任する。

#### 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部改定の件

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を100,000ポイントから200,000ポイント(うち取締役分として40,000ポイントから100,000ポイント)に増額すること、及び解任された場合等、一定の事由が生じたときは、給付を受ける権利の全部又は一部を取得させないこととすること等、取締役に対する株式報酬制度の一部を改定する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果等

基準日(2025年12月31日)現在における議決権の状況

議決権を行使できる株主数 18,056名

総議決権数 2,077,324個

当該決議の結果等

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	総議決権行使数(個)	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	1,785,853	279	30	1,787,248	可決 (99.9)
第2号議案 取締役12名選任の件					
種橋 牧夫	1,692,450	93,679	30	1,787,245	可決 (94.6)
野村 均	1,662,584	112,615	10,957	1,787,242	可決 (93.0)
小澤 克人	1,676,712	98,487	10,957	1,787,242	可決 (93.8)
和泉 晃	1,699,056	87,070	30	1,787,242	可決 (95.0)
秋田 秀士	1,712,843	73,287	30	1,787,246	可決 (95.8)
神保 健	1,712,832	73,298	30	1,787,246	可決 (95.8)
古林 慎二郎	1,712,823	73,307	30	1,787,246	可決 (95.8)
恩地 祥光	1,773,516	12,615	30	1,787,247	可決 (99.2)
服部 秀一	1,739,087	47,044	30	1,787,247	可決 (97.3)
木下 由美子	1,782,166	3,965	30	1,787,247	可決 (99.7)
西澤 順一	1,746,044	40,086	30	1,787,246	可決 (97.6)
田内 直子	1,782,174	3,957	30	1,787,247	可決 (99.7)
第3号議案 監査役1名選任の件					
三 縞 祐介	1,617,915	168,212	30	1,787,243	可決 (90.5)
第4号議案 取締役に対する株式報酬 制度の一部改定の件	1,730,485	55,648	30	1,787,249	可決 (96.8)

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案、第4号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案、第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 本総会前日までの事前行使分及び当日出席した株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立いたしました。よって、上記賛成、反対、棄権の各個数には、当日出席した株主のうち、賛否の確認ができていない議決権数(1,086個)は含まれておりません。

3. 「総議決権行使数」は、本総会前日までの事前行使分及び当日出席した株主の議決権数(上記1,086個の議決権数を含む)を合計したものであります。

以上